

第40回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 【4/25 知事訓示】

【県内の感染状況】

- 令和2年2月21日に、本県で初めての新型コロナの感染者が確認されてから3年以上が経過しました。
- 当初、未知の感染症であったことから、先を予測することが難しい中で、知事として県民の命と健康を守るため、県では、私自らが先頭に立って、新型コロナ対策に全力で取り組んできました。
- 感染の波は次々と大きくなり、第7波、第8波では本県でも20万人を超える感染者数となっています。
- 一方、治療法が明らかとされたほか、ワクチン接種が進み、この疾病の性質は発生当初とは大きく変化しております。

【感染症法上の位置づけ変更】

- このような状況の中、国は、来月5月8日から、新型コロナの感染症法上の位置づけを、これまでの「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更することとしました。
- これにより、新型コロナ対策は、新たなフェーズに移ることになります。
- まずは、これまで昼夜を問わず、新型コロナ患者の対応に御尽力いただいた医療や福祉の関係者の皆様、また、感染拡大防止に御協力いただいた県民や事業者の皆様に、深く感謝申し上げます。

【5類変更後の県の対応方針】

- 新型コロナが5類感染症に変更となることに伴い、これまでの法律に基づく様々な私権の制限が終了となります。
- そのため、県では、5類変更後の対応方針を決定しました。
- 1つ目は、感染対策についてです。今後、県民・事業者の皆様に、基本的に自主的な感染対策を実施していただくこととします。
- 2つ目は、医療提供体制についてです。今後は、幅広い医療機関により対応していただく体制に移行することとします。

【感染対策】

- まず、これまで、県民や事業者の皆様には、「新型コロナウイルス感染症対策特別措置法」に基づく国の基本的対処方針に沿って、感染防止のために様々な要請などを行ってまいりました。
- 県内で感染が急拡大していた時期には、外出自粛を要請したり、まん延防止等重点措置を適用し、飲食店の営業時間短縮の要請を行ったこともありました。
- 5類変更後は、感染防止のために、これまでのような法律に基づく要請は行わず、県民や事業者の皆様が、自主的に感染対策を実施していただくことが基本となります。
- 感染に不安がある方に対する無料検査やイベントの開催制限についても、5月7日をもって終了となります。
- また、本県では7,000を超える飲食店が、認証店になっていただいておりますが、認証制度も5月7日をもって終了し、今後は、飲食店ごとに自主的な感染対策を実施していただくことが基本となります。
- 飲食店の皆様には、これまで、県の認証基準に基づき、安心安全に飲食できる環境を作っていただいたことに対し、感謝申し上げます。

【基本的な感染対策のポイント】

- ただし、5類に変更になっても、新型コロナウイルスのウイルス自体が無くなるわけではありません。
- マスクの着用は個人の判断が基本となっておりますが、医療機関を受診する時や高齢者施設等を訪問する時などは、マスクの着用が推奨されています。高齢者など重症化リスクが高い方を守る観点から、御配慮をお願いします。
- また、手洗いや換気は、基本的感染対策として引き続き有効とされています。
- 「三つの密」の回避なども、流行期において重症化リスクが高い方にとっては、感染防止対策として有効とされております。

- 県民や事業者の皆様におかれましては、今お示したポイントを踏まえて、自主的な判断のもと、引き続き感染対策を実施していただくようお願いします。

【医療提供体制】

- 次に、新型コロナに感染された方については、これまでは行政が入院調整を行うとともに、限られた医療機関において入院医療や外来診療が行われてきました。
- 5類変更後は、季節性インフルエンザと同じように、医療機関間で入院調整を行うとともに、幅広い医療機関で入院医療や外来診療に対応いただくことが基本となります。
- ただし、5月8日から9月30日までを移行期間とし、この期間においては、行政としても必要なサポートを行いながら、入院の受け入れができる医療機関の拡大を図り、広く一般的な医療機関で外来診療に対応してもらえるよう取り組んでまいります。
- そして、10月からは、行政の関与を前提としない、地域全体で新型コロナの入院や外来診療に対応できる体制に移行いたします。
- また、5類変更に伴い、宿泊療養施設、自宅療養における陽性者登録や健康観察なども終了となります。
- ただし、発熱時の受診相談窓口や体調急変時の健康相談窓口については、移行期間中は継続し、県民の皆様の不安解消や外来・救急への影響緩和を図ります。
- さらに、高齢者施設等については、協力医療機関との連携など平時の取組みを強化しつつ、現行の支援体制を継続し、重症化リスクが高い高齢者などを守ってまいります。

【5類変更後の外来受診・療養】

- なお、新型コロナに感染した場合、現在、医療費や検査費用については、公費負担により無料となっています。
- これが、5月8日からは、外来医療費、入院医療費や検査費用については、原則、自己負担が発生することになります。
- このように、5類変更により、県民の皆様の生活にも色々な影響が出てきます。

- そのため、県としましては、様々な広報媒体を活用し、市町村等とも連携しながら、県民の皆様への周知を図ってまいります。

【結び】

- 5類に変更となりますが、今後も新型コロナと共存していくということに変わりはありません。
- 県民の皆様におかれましては、お一人お一人が、重症化リスクが高い方など周りの方を思いやりながら、感染対策を実施していただき、社会全体で新型コロナを受け止めていただきたいと思います。
- 最後に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されることから、この熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部も廃止となります。
- 今後、感染状況が変化したり、新たな変異株が発生した場合などは、これまで担当してきた健康福祉部を中心に、適切に対応してまいります。
- 私からは以上です。

(以上)